

## なんでも労働相談ダイヤル

いこうよ れんごうに  
0120-154-052

相談無料 携帯電話、スマートフォンからでもOK!

 日本労働組合総連合会(連合)

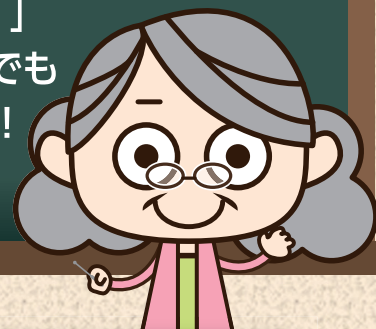
連合ホームページ <http://www.jtuc-rengo.or.jp/>

連合フェイスブック  <https://www.facebook.com/jtuc.rengo>

連合ツイッター  <https://twitter.com/unionion/>

# パートタイム労働法が 改正されました

改正法と照らし合わせ、待遇の内容に問題点がないか確認しましょう。少しでも「おかしいな？」と感じたら、連合なんでも労働相談ダイヤルへ!



## 法改正のポイント

### 1. パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保

- ・業務の内容や責任の程度、および昇進や配置の変更など人材活用の仕組みが同じパートタイム労働者の待遇を、正社員並に改善（一時金・諸手当等含む）

▶ パートタイム労働者の待遇見直しを求めることができます。

### 2. パートタイム労働者の納得性を高める措置

- ・事業主がパートタイム労働者を雇い入れる際、賃金・教育訓練・福利厚生等の説明を義務化
- ・事業主がパートタイム労働者の苦情対応担当者等を決め雇い入れ時に周知することを義務化

▶ パートタイム労働者が、自身の待遇について知る機会が増えます。  
労使のコミュニケーション促進、待遇への納得度向上が期待されます。

改正パートタイム労働法に照らして  
自分の待遇を裏面で今すぐチェック!





# チェックリストを使って 自分の待遇を確認してみましょう!



以下はパートのみなさんの待遇などについて、法律に基づいて適正なものかを確認する簡易チェックリストです。  
チェックがつかなかった部分については、お気軽に表面の「連合なんでも労働相談」や  
下記の都道府県労働局雇用均等室に相談してください。



**雇われた時(契約更新時)、労働条件について書かれた文書を渡されましたか?**

▶ 特に、昇給、退職手当、賞与について、その有無が明記されているか確認しましょう。



**雇われた時(契約更新時)、企業があなたの待遇をどのように決めたのかを説明されましたか?**

▶ なぜその給与なのか、教育研修や福利厚生はどうなっているかなどについて、その理由も含めた説明を企業は行う義務があります。



**研修制度がある場合、パートでも参加できる研修がありますか?**



**給食施設や休憩室、更衣室がある場合、パートも正社員と同じように使えていますか?**



**パートから正社員へ転換する機会が何らかの形で設けられていますか?**

▶ 企業には、パートから正社員への試験制度や、正社員を社外・社内で募集する際などにパートにも周知や応募の機会を与えることなど、正社員への転換推進に関するいずれかの措置を行うことが義務付けられています。



**パート向けの相談窓口が設置され、周知されていますか?**



**パートにも年休が付与されていますか?**

## 改正パートタイム労働法に新たに設けられた待遇の原則について

今回の法改正によって、第8条「待遇の原則」が新設されました。この原則では、企業がパートのみなさんの待遇を決定する時は、「業務の内容やその責任の程度、および昇進や配置の変更の範囲など、諸々の事情を考慮して正社員との待遇格差が不合理であってはならない」と規定されています。つまり、仕事の内容や働き方が正社員に近ければ近いほど、給与などについて、パートであっても正社員と同じような待遇にしなければなりません。

例えば、仕事の内容や勤務日数などがほとんど正社員と同じであるのにも関わらず、一時金(賞与)が正社員のみに出て、パートには出ないという状況は、不合理である場合も考えられます。

この新しい条文によって、パートであっても以下のような待遇を得られる場合があります。項目を確認しながら、自分の待遇を振り返ってみましょう。疑問・質問は、表面の「連合なんでも労働相談」や下記の都道府県労働局雇用均等室へ気軽にご相談ください。

### 【諸手当】

一時金 役職手当 通勤手当 退職金

### 【研修・福利厚生】

キャリアアップのための教育研修  
医療、教養、文化、体育、レクリエーション等を目的とした福利厚生施設の利用  
慶弔休暇 見舞金

これらの待遇についても  
問題がないか確認しよう。  
疑問・質問は相談を!



以上の内容に関する職場の制度や課題については、**各都道府県労働局の雇用均等室**

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/>)

でも相談に対応しています。

